

議員任期最後の議会だより

日頃より議会だよりをご覧いただき、誠にありがとうございます。

今回の第85号は、議員任期及び当委員会最後の議会だよりとなります。

私たち広報委員会では、町民の皆さまに議会の活動や議論の内容を分かりやすくお伝えすることを目的に、議会だよりを年4回発行して参りました。

また、より開かれた議会を目指し、議会傍聴者アンケートを新たに実施し、いただいたご意見を今後の議会運営や広報活動に生かす取り組みを始めました。

さらに、本号からは、内容の充実と視認性の向上を図るため、議会だよりのレイアウトを従来の縦書きから横書きへと変更いたしました。

これまでの広報活動が、町民の皆さまにとって議会を身近に感じていただく一助となっていれば幸いです。

最後になりますが、議会だより発行にあたり、ご協力いただきました関係者の皆さまに、心より感謝と御礼を申し上げます。



請願や陳情をご存じですか

請願は、どなたでも議会に提出し、町政等に対し意見や要望等を伝える方法です。

請願は、憲法や地方自治法で保障された基本的権利の一つで、提出する際には、議員の紹介が必要となります。また、陳情は請願と手続きは同じですが、議員の紹介は必要なく、法律の規定もありません。

○提出された請願・陳情書

提出された請願書は、議会で採択するか、不採択にするかを決定します。採択された請願のうち、執行機関や関係機関が処理することが適当であると議会で認めたものは、意見書や要望書を送付します。また、陳情も内容に応じて、請願と準じた扱いになります。

提出方法等については、ホームページをご確認ください。



▲ホームページ
はこちらから